(別記関係団体) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める 方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める 方法の一部を改正する告示」の公布等について(周知依頼)

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛てに通知しましたので、ご了知いただくとともに、貴団体会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

## (別記)

公益社団法人 日本歯科医師会 一般社団法人 日本医療法人協会 公益社団法人 全日本病院協会 公益社団法人 全国自治体病院協議会 公益社団法人 日本精神科病院協会 一般社団法人 日本和立医科大学協会 一般社団法人 日本私立医科大連盟 一般社団法人 国立大学病院長盛協会 日本世団法人 国家財団済生会 日本赤十字社 セ会福祉法人 恩賜財団済生会 全国厚生農業協同組合連合会 社会福祉法人 地海道社会事業協会 健康保険組合連合会

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 地域医療機能推進機構

独立行政法人 労働者健康安全機構

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立健康危機管理研究機構

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

国家公務員共済組合連合会

公立学校共済組合

日本私立学校振興,共済事業団

国立療養所松丘保養園

国立療養所東北新生園

国立療養所栗牛楽泉園

国立療養所多磨全生園

国立駿河療養所

国立療養所長島愛生園

国立療養所邑久光明園

国立療養所大島青松園

国立療養所菊池恵楓園

国立療養所星塚敬愛園

国立療養所奄美和光園 国立療養所沖縄愛楽園 国立療養所宮古南静園

医政発 0929 第 1 号 令和 7 年 9 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が 定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働 大臣が定める方法の一部を改正する告示」の公布等について(通知)

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示(令和7年厚生労働省告示第262号)が本日別添のとおり公布され、告示日(令和7年10月1日から同年11月30日までに行うものとされている病床機能報告)より適用されることとなりました。(ただし、令和6年4月1日から同年5月31日までの期間に係る報告内容等については、改正前のなお従前の例による。)

改正の主な内容等は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御 了知いただくとともに、貴管内の医療機関、関係団体に対して周知をお願いい たします。

なお、病床機能報告及び外来機能報告については、業務効率化の観点から、 医療機関は、可能な限り医療機関等情報支援システム(G-MIS)により報告を 行うこととしており、令和7年度病床機能報告・外来機能報告の「確認・記入 要領」については、それぞれ以下の厚生労働省のホームページにおいて掲載し ているため、これらの報告に当たって参考としていただけるよう、貴管内の医 療機関、関係団体に対して、併せて周知をお願いいたします。

○令和7年度病床機能報告 確認·記入要領

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html

○令和7年度外来機能報告 確認·記入要領

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525\_00013.html

## 第1 改正の主な内容

病床機能報告の報告内容等のうち「入院患者に提供する医療の内容」について、診療報酬改定等を踏まえ、以下のとおり改正する。

- 1 「救急医療の実施状況」の項目について、「急性期充実体制加算の算定件数」の区分を「急性期充実体制加算1及び2の算定件数」に細分化
- 2 「急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況」の項目について、以下のとおり改正
  - (1) 「入退院支援加算1及び2の算定件数」の区分を「入退院支援加算1 から3までの算定件数」に細分化
  - (2) 「入院時支援加算の算定件数」の区分を「入院時支援加算1及び2の 算定件数」に細分化
- 3 「疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況」の項目について、「急性期リハビリテーション加算の算定件数」を追加
- 4 「病床を有する診療所の機能」の項目について、「診療所型介護療養施設サービス費等(有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。)」 に関する規定を削除
- 5 「医科歯科の連携状況」の項目について、「周術期等口腔機能管理料 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) の算定件数」の区分を「周術期等口腔機能管理料 (Ⅱ) から (Ⅳ) までの算定件数」に細分化

## 第2 適用期日等

告 示 日:令和7年9月29日

適用期日:告示日(ただし、令和7年10月1日から同年11月30日までに行 うものとされている病床機能報告から適用し、令和6年4月1日 から同年5月31日までの期間に係る報告内容等については、なお 従前の例による。)

以上